

平成 29 年 3 月 17 日（金曜日）

第 1 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 6 日 目）

平成29年第1回松島町議会定例会会議録（第6号）

出席議員（13名）

1 番	澁谷 秀夫 君	2 番	赤間 幸夫 君
3 番	櫻井 靖 君	4 番	（欠番）
5 番	後藤 良郎 君	6 番	小幡 公雄 君
7 番	高橋 幸彦 君	8 番	今野 章 君
9 番	太齋 雅一 君	10 番	色川 晴夫 君
11 番	菅野 良雄 君	12 番	高橋 利典 君
13 番	阿部 幸夫 君	14 番	片山 正弘 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	亀井 純 君
財務課 長	櫻井 一夫 君
企画調整課 長	千葉 繁雄 君
町民福祉課 長	阿部 利夫 君
健康長寿課 長	児玉 藤子 君
産業観光課 長	安土 哲
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	阿部 礼子 君
水道事業所 長	佐藤 進 君
危機管理監	赤間 隆之 君
復興まちづくり対策監	小松 良一 君
総務課参事兼 総務管理班 長	太田 雄 君
教 育 長	小池 満 君

教 育 次 長	櫻 井 光 之 君
教 育 課 長	本 間 澄 江 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行	主 事 磯 田 友 希
-----------------	-------------

議 事 日 程 （第6号）

平成29年3月17日（金曜日） 午後1時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一般質問

〃 第 3 議案第45号 工事請負契約の締結について

【松島幹線污水管渠移設工事】

〃 第 4 議案第46号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第8号）について

〃 第 5 議員提案第1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書について

〃 第 6 議員提案第2号 「高額療養費制度」「後期高齢者窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書について

〃 第 7 議員提案第3号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について

〃 第 8 委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開 議

○議長（片山正弘君） 皆さん、大変ご苦労さまです。

平成29年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町高城、―――さん外1名で
ございます。

本日の議事日程等は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、9番太齋雅一議員、10番色川晴夫議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（片山正弘君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に沿いまして、質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

2番赤間幸夫議員。

〔2番 赤間幸夫君 登壇〕

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間でございます。

早速ですが、一般質問にこれより入らせていただきます。

まず、第1点目でございます。

東北放射光施設誘致に対する町長の決意と取り組み姿勢を伺うということで、このことにつ
きましては、さきの施政方針に対する総括質疑において、東北放射光施設の誘致実現は、地
域経済の活性化、雇用の拡大に結びつくだけではなく、さまざまな産業にかかわりのある
企業人が国内外から本町を訪れていただく機会に恵まれると容易に想像できます。そうした
動きが今後の松島町のまちづくりにとって限りなく大きな影響を与えるものと期待されます。

ということとあわせて、人口の維持、さらには町外からの移住人口をふやすためには、
土地利用規制の緩和を強力に推し進め、魅力的な事業環境の整備をしていかなければなりま
せんという思いを、さきの施政方針に対する質疑の中で私からお話しさせていただきました。
そのお話に基づいて町長の取り組みに対する決意と姿勢を伺わさせていただいたところ、町長

からはたしか産学連携組織である一般財団法人光科学イノベーションセンターが建設地選定に向けた専門家による諮問委員会を設置しており、その動きと合わせて国、県、そして学会、経済界の動きなどに目配りをし、情報キャッチに努めると答弁をいただいたように記憶しておりますので、1問目はこの程度で終わりますが、あえて一般質問の機会をいただいておりますから、その後、あるいは先日の14日でしたか、河北新報の朝刊の社説欄等にも載っておりますので、町長に心の中に、あるいは4月中というあの社説に書いてあった選定というのを読みながら、もし読んでおられたらでしょうけれども、町民に向けたメッセージなるものをこの機会に発しておきたいなということがあれば伺わせていただきたいと思いますと思いますが、もしなければ、2問の方に進ませていただきますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 東北放射光施設の誘致につきまして、この定例会でいろいろ各議員から質疑を賜りました。本当に今の経緯というんですか、心配をしていただいて本当にありがたいなというふうに思っております。また、現地調査もしていただきまして、今の現場がどのような状況になっているかも確認していただきましてありがとうございました。

今の気持ちはどうなのかというと、ずっと同じ気持ちでありまして、前に前にという気持ちが強いと。ただ、いろいろ相手があることでありますから、私一人で相撲をとるわけにはいきませんが、ただ、今議員がおっしゃったとおり、建設の主体となる光科学イノベーションセンターが設立されていますので、まずその経緯等については、復興まちづくり対策監のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 小松復興まちづくり対策監。

○復興まちづくり対策監（小松良一君） 3月6日に開催された議員懇談会の中でも経緯については説明させていただきましたが、光科学イノベーションセンター、これはあくまでも建設主体、そしてその後の運営主体となるという組織でございます。それで、最近の情報なのですけれども、建設場所の選定委員会の活動が2月19日に第1回目、あと2月25日に第2回目ということで、第3回目の中で、その候補地から直接現地調査も含めてヒアリングを行いたいという話が前からありました。

これにつきましては、3月15日、おとといです。東経連のほうから連絡が入りまして、3月26日、曜日は日曜日なのですが、この日に今誘致候補地5カ所ほどありますけれども、そのうち青森県を除いた4カ所について実施をしたいという連絡を受けております。建設用地の提供時期が示されてきたことで、客観的に見たときはさまざまな面で松島町はすぐれて

いると思っておりますけれども、このヒアリングに臨むに当たっても、いよいよ正念場となってまいりましたので、一層気を引き締めて対応してまいりたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 1問目につきましては、今町長、さらに担当監からお話いただいたそういった状況でありますから、今ここで町長が答弁されたように、ひとり相撲をとってもどうしようもないというところをあえて理解させていただきながら、次に進めさせていただきます。

2点目なのですが、ちょっと入る前にということで、私のほうから聞く人によっては苦言ととるか、あるいは今後長いこと議員生活をされてきた先輩方の取り組みに対しても、私自身が1期、最終年に入っていますけれども、そういった中でもやはり改めるところは改めていったほうがいいかなという思いで、あえて苦言ととられても仕方ないけれども、お話しさせていただきますが、一般質問や質疑をするためには、質問議員は相応の準備をして臨みます。一般質問から切り離してとかの申し出、今回私受けているわけですが、容易に理解されるものではありません。総括質疑の前日に議員懇談会という形で忙しい中を時間を割いていただいて、この東北放射光施設に絡んで、いわゆる協議会等の理事会が開かれているわけですが、その動きを説明いただいたと。そういったことについては、私自身はすこぶる感謝申し上げておきたいなと思います。

後々にまた出てくるわけですが、こういった対応のあり方、これは町長みずから部下職員に発して、そういった対応をさせているというふうに理解していますから、こういった対応は町民も同じく望んでいることだと思いますので、あえてここで申し上げさせていただきます。

それで、2問目なのですが、東北放射光施設誘致のために、松島町東北放射光施設誘致協議会を設立し、先月2月23日に第2回目となる理事会が開催され、3月6日には議員懇談会という形で、その理事会に報告された東北放射光施設誘致のための活動状況などを町担当課から説明を受けましたので、質問のどのような働きかけ、戦略を描くのかということが2問目の質問になります。

松島町民を始め、各団体で構成された協議会ですが、経済的波及効果や産業振興、雇用創出、人口減少の歯どめ策につながることを初めとして、東北放射光誘致実現がもたらすさまざまな好影響や情報とともに、選定となった場合の地元自治体として既にある企業誘致のための優遇措置や新たに早急に創設しなければならないとする法令、あるいは施策等について

はどのような説明を行ってきているのか、あるいはこれから行おうと、しようとするのか、その辺の考えもしおありでしたら、お伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この放射光につきましては、前の町長さんであります大橋町長のときからずっとやっておるわけでありまして、この放射光の施設が東日本大震災後の東北の経済波及にどうなんだろうかという話があつて、それから今まできています。そのときに、当時の大橋町長とそのとき私議長でありましたけれども、議会と一緒にこれはやっていこうということで、議員のほうからも4名の方が委員になっているということで、今までのいろんな各種委員会で、議員はこれは外れたほうがいいんじゃないかということは多々あったようでありますけれども、この件に関しては議会も一緒にやっていこうということでもありますから、そちらは議会のほうである程度懇談会をしていただいたのかなというふうには思っています。

これまで取り組んできた経緯は、今申すべくなく、もう協議会の委員の中に高等学校の校長先生もいれば、さまざまな各種団体の長さんもおりまして、そういう意味ではいろんな町内各地のさまざまな各種団体、高校を含めてやってきたという自負はあります。ですから、町民に対する熟成度がやってきたのかなというふうに思っております。これを今さらどうのこうのということじゃなくて、もう今先ほどうちの小松のほうから話しありましたが、3月15日に現地調査をやるというふうに26日にきましたので、もうそれに向けても進む、それはもうある程度は今ここでああしよう、こうしようじゃなくて、誠心誠意その場に乗り込んで私なりの営業的なものをやり、それから午後から仙台のほうでヒアリングを受けるとのことなので、そのヒアリングの場で、また私が松島町の考えを向こうの東経連の方々にお話を申し上げ、こういう段階にきていますので、ここで今どうのこうのということじゃなくて、自分自身の考えをまとめていだけだというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 確かに議会のきょうは最終日ですから、こういった中でなかなか間近に控えている、先ほど東北経済連合会からのヒアリング等の案内もあっているわけですから、そういった中で、今ここで一般質問とていろいろとお聞きしても想定問答の範疇になりましようから、余りここからは深く入りません。

であるがゆえにですけれども、あえて早速に3点目に入らせていただきたいと思いますのですが、通告の3点目なんですけれども、国や県、大学等への働きかけでは強固な安定した地盤の存

在と交通アクセス、さらには産業集積の視点や状況、そして何よりも今町長にお話しいただきましたけれども、松島の熱意といったものを相手のほうに、選定者側にご理解いただかなければならないと考えます。

そのためには、町の都市計画に対する土地利用政策の展望が求められます。その担保となる土地への取り組み、町側として、あるいは現在その土地を所有し、震災復興事業に土取り場として盛んに動いてきて、先日8日でしたか、当議会からも現地視察という形で現場をつぶさに見させてもらったということを踏まえて、そういった取り組みの流れを含めたシナリオをちょっとお聞かせいただいたらなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず初めに、放射光施設誘致に関する土地が、この間現地調査をしていただきましたけれども、その地域で赤間議員のほうから多々お世話になっていること、この場をかりて御礼を申し上げます。

なお、土地に関する内容でございますので、現在取り組んでいる状況は担当課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 東北放射光施設誘致の候補地の土地につきましては、都市計画法上の市街化調整区域にまず位置しているということです。現在のままでは放射光施設の建設地が松島町に決定したとしても、即座に建設に移れない状況にあります。そのような状況の中、町としては現在宮城県が見直しを進めている仙塩広域都市計画区域の整備開発及び保全の方針に、当該建設候補地を含めた周辺のエリア一帯を市街化区域として新たに編入するよう要望しており、先般町の要望箇所として資料を提出したところです。

今後の仙塩広域都市計画の見直しスケジュールにつきましては、4月中に編入要望箇所について宮城県のヒアリング等を経て、ことし7月ごろに宮城県としての編入候補地が決定する流れとなっております。

正式に編入候補地として都市計画の方針に位置づけられるのが、平成30年8月ごろの予定となっております。まずは放射光施設の建設候補地を含めた一帯のエリア、いわゆる初原、幡谷地区につきまして、整備開発、保全の方針に市街化区域編入の候補地として位置づけられるよう、宮城県との協議を引き続き進めてまいります。

また、放射光施設の建設地が当町に決定した場合には、事業主体が示しております平成30年度中の放射光施設建設の着工スケジュールに支障を来さないよう、建設候補地については、

先行的に都市計画法に基づき市街化調整区域における開発許可の制度を活用し、放射光施設建設の環境を整えていく考えであります。その後、建設候補地を含めた周辺エリア全体を市街化区域に編入をし、放射光施設を中心とした産業系の土地利用が図られるよう将来構想の推進を図ってまいりたいと考えております。以上です

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今答弁をいただいたわけなんですが、いろいろと私は私なりにちょっと経験則も含め考えあわせてみたりしますと、たしか兵庫県の佐用町、SPRING-8の建設ですと、いわゆる調整区域でありながらも、都市計画法第11条でしたか、都市施設としての位置づけをとって、その放射光施設誘致というか、放射光施設の建設地のみをまず先行的に都市施設としての位置づけをとり、先行的に現場を動かす。

その上で周辺地域も含め、今千葉課長が答弁されたような形でエリア、平成30年8月ごろに具体に見込みで決まるとすれば、市街化調整区域から市街化区域へ当然、市街化調整区域における環境保全等を踏まえた兼ね合い、整備保全の町側が主体的に考える保全整備計画を持って県の都市計画審議会にかけてもらい、区域エリアを拡大するというような方策も可能ではないかなというふうに見たりもするわけなんです。

何分、これは単純なる経済活動だけの事業地、工業用地、またほかの産業等の誘致先というふうには捉えることはできないわけですから、それらも含めて可能性と速やかな対応を求めるようになるのですけれども、そういった考えというのは町の担当課として考えあわせることはできないものなのではないでしょうかというところちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 実際今議員から言われたとおり、さまざまなことを想定して今特に2月後半から担当者を動かしております、あそこ一帯全部全ての土地利用の計画、また一部放射光施設誘致、約15ヘクタール、そのぐらいの面積をまず最初にやるというやり方、両面で考えていまして、とにかく最初は全体を網羅しますけれども、最低でも放射光施設の場所だけは早くやろうということで、今担当、小松対策監を実は県のほうに何度もやっておりますので、その状況をじゃあ対策監のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 小松復興まちづくり対策監。

○復興まちづくり対策監（小松良一君） この件についての、県のほうからの指導を仰ぎたいということで、関係課には、複数の課にまたぐ状況になってはいますが、相談に行っておりますが、それぞれの課ではまだ松島町に決定したわけではないので、積極的な指導という

のはちょっとまだ尚早だということなんですけれども、ただ、これが決定した暁には、いろんな障害があります。例えば県の担当課で結論を出せるもの、あと外部の機関に答申を得なくちゃならないものといういろんな手続上の問題がありますけれども、それらいろんな課題をそれらについては、もう万難を排して一緒になって取り組んでいかなければならないという気持ちはありますということだけはしっかりと伝えていただいております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。当然のごとく松島町が描いた、いわゆる平成27年度を初年度として長期総合計画、あるいは国土利用計画、そして今まさに先ほど千葉課長が答弁されました土地計画マスタープランの見直し等をもとにして、東北放射光施設を拠点とした事業地の整備とあわせ、周辺住環境や自然環境への配慮された整備方針が即座に求められてくるわけなんですけれども、何か私自身に情報提供をしてくださった話で、これは企業者側のところでなんですが、松島町が描いている都市計画マスタープランなり、松島町国土利用計画基本の中で、あの北部のあの今事業者が盛んに土取り等をしている区域等を含め、一帯140ヘクタール弱、ああいった土地を松島町は将来ともにわたって工業系の用地というふうな位置づけを持って企業誘致を図っていくのだということのお話でした。

ですので、この東北放射光施設に限りなく建設地選定にいただくようにということで、あらゆる手を尽くして待っている段階、そしてなおかつ、近々には東北経済連からヒアリング等案内いただいているということですし、そしてなおかつ、その企業者さんのお話ですけれども、実はこの事業を進めていく上で、かなり時間を要するのは造成地も去ることながら、土地造成そのものよりも、環境アセスメントの分野なんですよというお話をいただき、当地、いわゆる松島が予定している候補地は、既に環境アセスメントについてもおおよその結果ができつつあるんですよと。

これはほかの候補地よりもさらに進んでいる部分ですよということ、2018年に着工して2020年度に完成という流れの中では、これまた他のいわゆる競われる候補地から見たら、一歩先に出ていますよということもやっぱりアピール材料にしてほしいですねという話はされてわけなんですけれども、そういった点の情報はもちろんいただいておりますよね。その辺どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 小松復興まちづくり対策監。

○復興まちづくり対策監（小松良一君） 環境アセスメントは、松島のみならず、開発面積にほとんどほかの候補地も必要になってくると思います。ただ、議員おっしゃるように、環境ア

セスメントも取り組んでいるのはまだ情報的には松島町だけということで思っております。環境アセスメントをもう1年前に既に始めておりまして、期間的には2サイクルシーズン、2年間必要だということで、もう半分は大体終わっているということです。この辺今後の期間についても県の当局と、あと本当に2年間終わらないと次のステップにいけないのかということについては、まだ確認しておりませんが、その判断をちょっと早めていただきたいとか、そういうことについては協議をしていきたいなと思っております。

それで、1年間やった環境アセスメントの中で、オオタカの巣があるのではないかと一番心配していた部分なんですけれども、1年間の調査の中でその巣、営巣は確認されなかったということで、とりあえず胸をなでおろしているという状況でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。そういった情報もつぶさに、細かに使える、他の候補地との、競うわけじゃないでしょうけれども、戦略として持つ情報は全部まとめてキャッチしておられたほうがいいなというふうな思いでお話しさせていただきました。

今週14日に、河北新報朝刊の社説欄に次世代型放射光施設東北一帯で支援体制構築をと題して掲載されておりました。この中をさっと眺めてみますと、2018年に着工、2020年度に完成との記事内容ですし、その社説の最後のほうの締めくくりといたしまして、とにかくスピード感を持って、スピードが大事ですよと書かれております。私もそうだなと思えますし、このことは多分に企業はもちろん、行政に対しても喚起しているかのように読ませていただくことができたわけでございます。

建設地選定結果以後に対するさまざまな取り組みは、やはり速やかに進められなければなりません。それとあわせて、やはりある程度これはアクセス道路とか云々で事業地への向かう道路の一部分については、確かにアプローチする道路関係は、町側が場合によっては整備するくらいの覚悟で臨まなければいけない場合も出てきます。企業とのいろんな話し合いも出てくるとは思いますが、そういったことも踏まえて積極的にお話を詰めていくという姿勢で臨んでほしいなという思いなんです。

なぜこんなことをこまこまと言うかということ、やはり私もあの候補地の周辺地に位置した地権者、田畑をかつては持って耕作した人間として、今なおもってあの地は荒廃した、いわゆる作付等をしておらない、もう既に1軒だけだったんですけれども、それも全部手を引いているような状態です。これは農業に対する高年齢とか、資材投資等を今さらしても長いこと続けられないとか、いろんな諸事情が各家庭にあつて、そういった事情が散在したこともあ

りますし、これまで私あの地に住んで、生まれ育って62年になるわけですがけれども、小松対策監はよくご存じだと思いますが、沢地の小さな田んぼでありますけれども、時々農業、昔の町長も同じですけれども、4Hクラブとか云々でいた仲間たちの先輩方と話したときに、松島町でどこが一番米おいしいでしょうねという、私は自信を持って宮ノ入の沢でできるササニシキが最高なんですよと言ってきた思い出もあります。

そうこうしているうちに、昭和47年、宮ノ入の沢に開発等構想が上がって、当時の日本列島改造等に基づいてそういった造成行為をしたいということで、あの山、やはり130ヘクタールくらいですけれども、一手に買い占めた業者さんがおられ、その後パルプ関係の企業者さんが入り、そしてある商事会社さんが入って今日の事業者になっているという流れ。

そしてなおかつ、地元では夢を何度か見せられましたし、早くそういった希望の持てる土地柄に展開していけば、町にとっては最高の土地になるんだがなと、どこの県内、どこの都市よりも丘陵地、いわゆる高い造成等をしたらコスト的にも安く仕上がって、いい宅地ができるのになというふうな声なんかも再々聞かれますが、一方では、いろんな町民の皆さんがおりますから、自然を見て、そしてこれまたあれなんですけれども、あの山もキノコとか何とか、あるいは春になると今はバッケ、フキノトウとか、山いっぱい出ていますけれども、先日8日議会で見たときの1週間前に、私は全部山をくまなく歩かせていただきましたけれども、まだまだ自然豊富な地でありますから、そういった自然をずっと残したいなという気持ちの人たちもおるわけです。自然散策として行っているところもある。

そういった思い出のある地ではありますけれども、あえて松島町がこれまで企業誘致活動で企業者さんが最大に条件にされるどこに候補地として企業さんが進出できるんですかといったときに、どこの場も提示できないというのが最大のネックだったと思いますから、そういったことも踏まえて言うならば、この辺をやはり町としては先行的にこの東北放射光誘致だけにとらわれず、今後のまちづくりの中に何とか生かせる方策を見出していただけたら最大の課題であった部分も多少なりとも解決方向に向かうんではないかなと思いますので、その辺をお願いし、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員の一般質問が終わりました。

続いて、7番高橋幸彦議員、登壇の上、質問をお願いいたします。

〔7番 高橋幸彦君 登壇〕

○7番（高橋幸彦君） 7番高橋でございます。

私も議員になりまして3期目の12年間の最終年になりまして、何問か一般質問をさせていただいたんですが、ほかの議員も同じだと思いますが、一般質問のテーマといいますか、それは自分自身が議員になるまで考えていたこととか、議員になって思ったこと、また、地区の方々からこういうふうなのはどのようなんですかとか聞かれたことを自分も知らなければ執行部のほうに投げかけるというのが一般質問のあり方じゃないかなと思っております。

実は今回の観光客が多く利用する道路の草刈り対策をとというのも、実は2月28日に、あるボランティアのサークルに呼ばれまして、そこの方々、全部でボランティアの方々を含めて20数名の集まりだったんです。場所は磯崎の長田避難所だったんですけれども、そちらで世話されている方々のボランティアの方のほうから、町会議員が行ったのが初めてだったんだと思いますが、いろんな質問とか、要望とか受けた中のこれが1つのテーマだったものですから、そのときにちょっとある程度議会内で話が出たことはそちらに説明はしたんですが、私にわからないテーマだったものですから、これで一般質問させていただくことになりました。

それで、このテーマについては、以前同僚の櫻井 靖議員が聞いておられますが、国道45号の双観山から浪打浜までの歩道、特に海側、そちらの歩道の草刈り、年に2回ぐらいはやっていると思うんですが、どうしても時期がこれは国でも県でも町でも同じなんだろうが、どうしても年度が4月からで、それで予算が執行されるのは契約とかいろんな問題がありますので、どうしても連休後になってしまうというのが宿命なんじゃないかなとは思いますが、やっぱり地球温暖化が一番の原因かどうかかわからないんですが、草の成長が大変早いんですね。

町長もそうですが、私も少しばかり田んぼをやっていますけれども、田んぼの草刈りは大体平均の方で3回ぐらいやるんですが、私どもは幾らかでも手を抜きたいと思うので、2回でやろうと思っていたんですが、やっぱり最近になりますと、もうとてもそれじゃあ見た目が悪くて、周りから指摘されたりしますので、3回やるようになっているのですが、やはり国道沿いの雑草も大変成長が早いものですから、ぜひ2回と言わず3回、町道なんかきのうの今野議員の質問でもありましたが、2回委託しているということだったのですが、ぜひ3回ぐらい本当はやっていただきたいのですが、それにつけてもゴールデンウィーク前にぜひ一度草刈りができるような体制ができないのかということで質問させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 議員質問の場所につきましては、国道45号につきましてはの維持管理につ

いてということでありますので、まず担当課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） ご質問の国道45号双観山から浪打浜までの歩道につきましては、平成15年度に国の事業で歩道整備をしております、アスファルト舗装ではなく、表面がウッドチップを張った舗装になっております。それで歩道整備をしております。歩道整備から13年が経過しておりますけれども、現在はウッドチップのすき間から種が入り、歩道上に雑草が生えている状態となっております。

道路は国道で管理しております、夏休み前と秋口に年2回の草刈りを実施しておりますが、平成29年度につきましては、気候にもよりますけれども、雑草の伸びる状況を建設課で確認しながら、年3回に草刈りしてもらうように要望していきたいと考えております。

また、時期につきましても、できる限り調整をして、ゴールデンウィークに間に合わせたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） これ櫻井 靖議員が質問したとき、たしか前の中西建設課長からそういうような話があって、あとその後何か今課長言ったようにウッドチップとウォーキングトレイル構想でしたか、その一貫でつくったと思うんですが、何かウッドチップだとやっぱり出るのが早いというか、あれなんで、アスファルトに変えるような話がちょっとあったんじゃないかと思ったんですが、それはどうなったんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、ウッドチップ舗装になりますけれども、私もちょっと調べてみましたら、ウッドチップ舗装の大体の耐久性というか、それもアスファルト舗装に比べましてなかなか短いということで、インターネットなんかで見ますと約5年から6年でもう終わりになってしまうということです、13年が経過しているということで、かなりそれ以上たっているという形でした。

それで、舗装の普通除草といいますと、路肩部分を除草するんですけれども、この区間に関しましては道路の本当に表面から出ていて、歩行者も通れない状態となっているということなので、去年国交省に話をしまして、アスファルト舗装に戻したらいいんじゃないですかという提案もしながら、どうかしてほしいという話をしておりました。それで1回アスファルトに戻そうという計画になったのですが、結局それでやりますと、今グレードを下げるといって、景観上グレードが下がってくるということなので、もう少し考えてくださいという

ことで、今検討中になっております。町では、その違う景観に悪くない舗装材とかもありますので、そういったものも提案しながら舗装の打ちかえを引き続き要望していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 今現在は大変私の感じなのですが、畑とかあれで使っているような除草剤をかけたような状態みたいな感じで、たしかあれは昨年11月23日に岸田外務大臣が来られたときに、来られる前にあそこを通るもので、山側の木とかあれも一緒に切ったと思うのですが、何か今の状態だとすごく枯れていて、視界を妨げないような形なので、そういうような環境には余りよくないのかわからないのですが、そういうような考えとかはないものでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 私も現地のほうを確認させていただいておりますけれども、今の状態だったらいいのかなという状況ではおりました。除草剤は使っていないと思います。除草剤という考えも建設課でありまして、国交省に草刈りの要望をしながら、町としましても一旦試験的に除草剤を使ったらどうなのかということで、部分的にやってみたいと思っております。それで、効果が出れば関係機関、海の方とか、地元の方とか、あと国交省とか協議しながら除草剤という手もあるのかなと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） わかりました。この質問事項で観光客が多く利用する道路の草刈り対策をということで、そのときさっき言った2月28日の長田避難所のときなんですけど、そのときに名前が出たのは長老坂のところとかという話も出たんです。ところが、長老坂のところは三十刈と石田沢の避難所の工事をやっていたので、あそこの山側はちょっとひどい状態だったかわからないのですが、工事中のところは施工業者さんのほうがきれいにしていたので目立たなかったんだと思うのですが、4月から完成して石田沢のほう供用開始になると、1年目ぐらいは大丈夫でしょうけれども、次の年になったらまた草ぼうぼうになったとかというようなことにならないように、そちらのほうにも、その言われた方は、地元の住民ももちろんですが、やっぱり観光客に対するイメージが悪くなるんじゃないかというのを心配されてそういうふうな話があったものですから、ぜひそちらの点まで気をつけてやっていただきたいなと思っております。

それで、ちょっと通告した質問から離れるんですが、そのときにいろんなやっぱり要望とか、

質問とかいただいた中で、主なものをちょっとそこで紹介させていただきたいんですけども、議会報告会のこのまとめが3月1日に出たもので、これはまだその時は見てなかったと思うんですが、その長田避難所のところは本当に津波大丈夫なのかとか、それからやっぱり磯崎とか手樽、松島海岸は避難所が多くなって、その維持費は大丈夫なのかとか、やっぱりこの議会報告会のまとめで出たような質問がいっぱい出たんですよね。質問というか、どうなっているのかというような…。それから空き家がふえているし、またそれに付随してその空き家のところに草が生えて防犯上よくないとか、そういうような話も出ましたし、あとJR駅のバリアフリー化はどうなっているのか。

よく議会報告会も9回目になりまして、今回もまとめ出たのですが、大体要望等が8割から9割だと思うのです。切実な問題なので、そういうのが出るのはしょうがないのですが、こういうのを見るにつけて、私ども議会報告会で、先ほど一般質問された赤間幸夫議員と同じ班で回ったのですが、やっぱり何カ所かで以前やってもらっていた地区別の行政懇談会みたいなのができないのかというような話は何カ所か出ました。

それで、やっぱり12行政区なので、1カ月に1カ所ずつやると12カ月かかるし、2カ所やれば半年かかるし、4カ所やってやっと3カ月で終わるというようなあれなのですが、負担もいろいろ大きいんでしょうが、赤間議員の総括で町長が答弁されたと思うんですが、もしもう一度広報に載るのが大事だと思いますので、もしその辺のところございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員にお願いします。

やっぱり要旨に沿って質問していただいて、またこの行政懇談会とか、そういう問題等については別の機会にご質問されたいかがなものでしょうか。でも、町長が答弁するというのであればお願いします。町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議員の前段のほうの質問で、ちょっと私なりの答弁をしておきたいなど。まず、さっき国道45号の歩道等に除草剤という課長からのお話しありましたが、これは除草剤を使うということはリスクを背負うということであって、これをやるかどうかというのはかなり注意してやらないと、すぐ海なので、この辺についてはちょっと検討しないとだめなのかなというふうに思っております。ですから、実験的に何平米かやる分についてはいいかもしれませんが、すべての除草剤が今だめだということではなくて、大分環境に優しい除草剤もありますから、そういったものを選びながらやればいいのかと思っています。

それから、松島町に入ってくる道路、県道にしても、国道にしてもイメージが悪いと。確かに赤沼から入ってきて今石田沢におりてくるところも余り好ましくない、頂上付近が、町境が。だから、あの辺のところもやっぱりちゃんとやらなければならないだろうなというふうには思っております。

ただ、この間、観光地としてということで、これ駄弁になりますけれども、3月の第1日曜日、三浦というか、私の地区ですけれども、ちょっとお話し合いがあって、その中で富山の参道の草刈りの問題が出たんです。今四大観で、今日本遺産でも登録されていまして、結構お客さんが来るようになったと。去年の例を見ていると、熊も来たけれども、観光客も相当来ていると、おりてくると。だから、今まで年1回だったんだけれども、もう少しふやすかという話で、実は29年、ことしから3回刈ることにしたんです。あそこの参道3回刈るというだけでも大変なんですよ、正直言って。

ただ、地域でやっぱりそういうふうにしようと。あそこは復興交付金で参道整備の予定にはなっているんだけど、なかなか手につかない。ですから、いずれ手がつくまで三浦、我々でちょっと3回ぐらい刈って、あそこをおりてくる人、上ってくる人に草分け分け歩かないように、特にあそこ階段石なので、そこに草が出てくるので滑るということもあるのでやろうということになっています。

ですから、この間、いろいろ議員からもいろんな各地区の草刈り等で言われていますけれども、やっぱり地域でもう少し盛り上げていただきたいし、それから本当はもっと声を大にして言ってほしかったのは、各施設の新しい施設もそうなんですけれども、地域での避難所について、それから集会施設についての維持管理、自分たちでやろうやという議員もおられましたけれども、実はああいう意見はぜひ反映させていただいて、議会報告会で言っていただければなおありがたいなというふうには思っております。

あと国道45号に関しましては、今一生懸命取り組んでいるのは、双観山から浜田までの歩道の整備ということで、これは強く今お願いしている。あそこで事故が起きてからでは大変だということでお願いしていますので、そういったものとあわせて国道関係、県道関係の草等に関しましてはいろいろ各地区に要望していきたいというふうに思っております。

それから、行政懇談等につきましては、これから区長さん方とまた新年度、ことしで3月でかわられる区長さんもおられるようですから、意見交換をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） ありがとうございます。ぜひ町長の声を直接町民の方に届けるというのが私は大事だなと思っています。

あと、ちょっとまた議長に申しわけない。蛇足になるんですが、私12年間の議員の中で、10年間議会広報を仰せつけられたといえますか、おつけられたといえますか、されまして、やっているんですが、かねて懸案でありました広報紙の表紙と裏表紙、こちらカラー化になりますので、ぜひ広報まつしまから比べると、やっぱり議会だよりどうしても発行回数が少ないからかもわかりませんが、読まれていないので、これ2回とか1回言っていますので、ぜひ町の方に読んでいただいて、議員何やっているんだというのを、またそれを読んで叱っていただければなと思いますので、ちょっと蛇足でございましたが、よろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員の一般質問が終わりました。

ここで議事運営上、2時まで休憩に入ります。

午後1時50分 休 憩

午後2時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

一般質問、5番後藤良郎議員、登壇の上、質問をお願いいたします。

〔5番 後藤良郎君 登壇〕

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

2002年6月議会に続き同じ趣旨で、全ての新生児に聴覚検査をと題し、お伺いをいたします。

生まれて間もない新生児の耳の聞こえぐあいを調べる新生児聴覚検査があります。この検査は、新生児の難聴を発見し、早期医療につなげるものであります。生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴は、1,000人に1人か2人の割合とされております。早目に補聴器をつけること、あるいは適切な指導を受けるようにすることで言語発達の効果が得られます。一方では、発見がおくれると、言葉の発達が遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性があります。

新生児聴覚検査は、専門の機器を使用して、寝ている新生児の耳に音を流し、脳波や返ってくる音によって聴力を調べるものであります。痛みはなく、検査自体は数分で終わります。生後3日以内に行う初回検査と、その際に再検査となった新生児を対象に、生後1週間以内

に実施する確認検査があります。これらの検査にかかる自己負担額は、医療機関によって異なりますが、1回当たり5,000円程度になります。この費用が壁になり、検査を受けない母親も少なくないと言われております。

この検査は、2012年度から母子手帳にその結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に進めているところであります。検査費用は、地方交付税による財源措置の対象になっておりますが、初回の検査を公費で負担する自治体は、全国で1,741市区町村のうち109の市区町村であり、1割にも満たない状況であります。2014年度現在において、地方交付税の使い道は自治体が決めるため、財源難の市区町村では別の用途に交付税を使用してきたという実情があります。そこで、次の3点についてお聞きをいたします。

初めに、本町の新生児聴覚検査の受診の状況についてお伺いをいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 後藤議員の質問に答弁いたします。

新生児聴覚検査につきましては、産科を扱う医療機関において任意検査として実施しているところではあります。本町における平成28年の受診率は60%となっております。詳細等につきましては、健康長寿課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長

○健康長寿課長（児玉藤子君） 平成28年度4月以降の3・4カ月健診や新生児訪問等において、受診状況の調査を実施してまいりました。聴覚検査は、出産で入院中に生後3日目までに初回検査をするというものでございまして、その調査の結果、4月からことし3月までの3・4カ月健診で確認した80人中48人が検査を実施されており、実施率は60%でございました。

実施しなかった30人の方に理由をお尋ねしたところ、入院した医療機関にまだその検査機器が体制として整備されていないといったことによる理由でございました。町内の産婦人科の医療機関においても、昨年末にこの検査機器導入されておりますので、今後本町の新生児の実施率は向上してくるものと思っております。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 次に、国、厚生労働省において2016年3月に全自治体に向け公費助成の導入など、受診を促す対応を求める通知を出したところであります。この内容について把握されているのかお伺いをいたします。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長

○健康長寿課長（児玉藤子君） 平成28年3月に、厚生労働省の母子保健課長を通じて通知がご

ざいました。その趣旨につきましては、主なことでございますが、大半の医療機関でスクリーニングできる体制が整備されたことを踏まえ、市町村に対しては管内全ての新生児に対し、新生児聴覚検査が実施されるよう取り組みを行うよう努めることということでございます。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） これを見ますと、私の知り得た情報の中で、岡山県では検査費用の助成などで今成果を上げております。その岡山県内全市町村が独自事業として初回検査と確認検査の2回分を公費で負担し、全市町村のうち、6町村が全額を補助し、21町村では1回2,700円の自己負担で検査が受けられます。

岡山県では、医師会や大学、医療・療育機関、行政などで構成される推進協議会を設置し、相互に連携しながら事業を進めてきたところであります。具体的には、県が産科医療機関54カ所のうち、県内には40カ所に検査を委託し、難聴の疑いがあれば精密検査を行う医療機関へとつなぎ、生後6カ月までに療育を受けられる体制を整えております。

また、全国初の難聴幼児通園施設岡山かなりや学園、岡山市では言語聴覚士などの専門家による療育を受けられます。そして、併設の診療所では、岡山大学医学部の専門医の治療を受けることもできます。岡山県で取り組みを始めたのは2001年7月でございます。国の補助を受けた全国初の新生児聴覚スクリーニング事業を始めたことがきっかけでありました。

しかし、2006年度におきまして、国庫補助は廃止をされ、かわりに地方交付税として市町村に事業費が配分をされ、2007年度には県費で事業を続けてきましたが、2008年度からは市町村の判断に任せるしかなかった。その中でも全市町村が独自の補助制度を創設してくれたということで、岡山県では事業を継続してきたことで、この2014年度の検査実施率は89%に上り、委託契約を結んでいない医療機関を含めると、県内の実施率はほぼ100%になります。

新生児聴覚検査を受けた子供は、早期療育に至る確率が、受けていない子供よりも20倍も高くなり、コミュニティと生児のかかわり能力は3倍以上にも上昇するという研究結果が出ております。人とのコミュニケーションは孤独を防ぎ、その後の人生を大きく左右します。だからこそ早期発見が重要であると考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この検査に費用負担を補助してはどうかというお話かと思うんですけれども、この件に関しましては、その前に先ほど課長から答弁がありましたけれども、去年の12月から町内の病院ではやっているということです。さっき31人が未受診と言いましたけれども、そのうちの25人は実は12月以降受けているということでありますので、そうすると、町

内の80.6%ぐらいになっているということでありました。それから、経済費用の助成につきましては、これは県の今後の方向等も見きわめながら、松島町とすれば担当課のほうからは仮に70人出生したとして、1人5,000円程度ですよという数字を聞いていますので、その金額がどういったところから算出したらいいかどうかも踏まえて、今後いろいろ県の動向も踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 検査実施率を高めるには、まずは産科医がその重要性を認識をし、母親に丁寧に伝え受診を勧めることであり、その上で自治体の協力が欠かせません。患者への継続した支援を行うには、自治体が検査結果を把握をしておく必要があると思います。現実には把握していない市町村が多いように見受けられます。子育て支援の一環としても全ての新生児聴覚検査における検査費用補助について、町は対応すべきと考えますけれども、改めて町長の所見を伺います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今回後藤議員のほうの一般質問で、受診率等も改めて確認させていただきましたので、そういう意味では大変ありがたいと。今後平成29年度もこういった受診率、今度は町内に産婦人科さんが持っているわけですから、お産する方は町内だけじゃないんですけれども、そういったことを町の広報とかなんか使ってとにかく受診したほうがいいですよということを促す方策もやっていきたい。そういうことをまた担当課長のほうからいろいろそういう何かの説明会があったときにはご報告申し上げたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 以上で終わります。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

続いて、11番菅野良雄議員、登壇の上、質問をお願いいたします。

〔11番 菅野良雄君 登壇〕

○11番（菅野良雄君） 11番菅野です。

通告しております事項について伺いたいと思います。

今回の質問は、3問に分けておりますけれども、関連するものが多いので、質問がそっちに飛んだり、こっちに飛んだりするかもしれませんが、それはお許しをいただいて、ご答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

1問目は、限界集落の出現にどう対処するかということで通告しておりますけれども、余り

にも出現しているような書き方になったんですけれども、近い率になっているということで質問するところであります。

今回都市マスタープラン策定の中間報告を読んだのをきっかけに、改めて自分が住む地域の現状を見てみますと、少子高齢化は顕著でありました。自分の地域は、45世帯あるんですが、そのうちの15世帯は高齢者夫婦と高齢者ひとり暮らし世帯ということであります。20歳以下の若者が同居している世帯は5世帯だけでありました。若い人が少なくなったなということを感じておりましたし、子供たちの声も聞こえなくなったなというふうに思っていたんですが、この現状を改めて知って驚いたところであります。高齢化率は43.44%になっておりました。

そこで、2月9日、役場に来て町内行政区ごとの高齢化率を確認しようと、事務局を通じて把握していると思われる関係所管に問い合わせましたが、把握しているところはありませんでした。そこで、事務局の力をおかりしまして、作成したものでありますが、大変努力してくれて1週間か10日ぐらいかかったと思いますが、行政区ごとの地域ごとの高齢化率まで作成してくれました。

特別養護老人ホーム長松苑がある根廻地区は、特別な地区でありますから、56.57%となっておりますが、町長の地元、手樽地区は42.75%でありました。三浦地区は45.12%、もうちょっと高くなっている。松島町の平均高齢化率よりも大分高い率となっております。

日本の少子高齢化は今に始まったことではありませんけれども、平成に入って「限界集落」という新たな言葉が誕生しております。「限界集落」の定義として、65歳以上の人口が50%以上を超えた集落とされております。高齢化で集落の自治機能が急速に低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落とされております。「限界集落」という言葉に違和感を持っておりましたが、いつの間にか自分の住む地域が「限界集落」に近い高齢化率となっていたのであります。

考えてみますと、昔から継承されてきた地域の互助会の1つである契約講などが解散されなくなっております。また、納税組合の解散など、自治機能の低下、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれていることが、そういうことなんだろうなと思っております。

「限界集落」の前にもう一つの定義があって、55歳以上の人口が50%以上を超えた集落を「準限界集落」となっております。その「準限界集落」が時間の経過とともに「限界集落」を経由して65歳以上の人口が70%になりますと、「危機的集落」になり、最終的には廃村、消滅に向かう流れとなっております。

その流れからしますと、自分たちの地域はいずれ廃村、消滅に向かうと予測されます。この

厳しい環境を乗り越えることはできないかもしれないと思いながら、住んできた土地への愛着、そしてその思いがあって、地域に住み続けて先祖代々のお墓に入ろうと思っている人たちがやっぱり地域住民の大方の考えであると思っております。

何とか共同生活の維持に協力しようとして輪番制である町内会の役員を高齢者にかわって長年続けている人もおります。若いといってももう66歳であります。東日本大震災のときはみんなで協力し合って、炊き出しをして町内一円に配りました。6年たって何人かは天国に召されまして、また足腰が悪くなった人もおります。つえなくして歩くことも困難になった人もおります。

逆に若い人たちは減っております。万が一大きな災害が発生したら、幾ら自助、共助、公助と言われても、共助し合うことができない状況に置かれているなと思っております。地域の住民がそんな環境を待っているわけでもありませんし、この先安心して安全に暮らしたいと思っているはずであります。町長は、震災復興が順調に進む一方で、町内に限界集落の定義に近い集落が出現していることに対しどう考え、どう思い、どう対処しようとしているのか伺います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 限界集落についてということでありますけれども、久しぶりにこの言葉を聞いたなと思っております。というのは、約8年前、議員の選挙が12月あったわけでありましてけれども、そのときに私手樽区内の個人演説会で、これ限界集落をずっと叫び続けて各個人演説会場を回ったときに、周りから余りよろしくない言葉だからやめたほうがいいということ実は言われました。

というのは、やっぱりあのときは松島第三小学校が統合されるということで、地域が元気なくなると。このままでいくと今菅野議員が言ったとおり、限界集落になっていくのではないかとということで、小冊子を買って読んで、それでいろいろお話ししたということを思い出しております。

実際に今町ということでありますけれども、集落、農地、山林等の健全な環境の維持保全の観点から見て大変好ましくない状況になっていくというふうには思っております。限界集落の要因となっていますのは、高齢化や人口減少対策、子育て、教育環境や産業振興、雇用、道路、交通、住環境の充実など、総合的な取り組みが必要となりますことから、長期総合計画や地方創生総合戦略、現在推進中の子ども・子育て支援事業計画に掲げる関連施策を着実に推進しながら、課題克服に取り組んでまいりたいというふう考えております。

今回議員からの質問で本問題を地区ごとに見ました。市街化調整区域に位置づけられております町北東部にその傾向がより見られますことから、充実した施策の中で特に効果が見込まれるものとして、土地利用対策及び空き家対策が上げられていると思います。詳細については企画調整課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） まず、土地利用についてですけれども、一定の集落規模を有している品井沼地区における地区計画との例がいい例だと思います。（「いいです、いいです、町長の考えを聞いたんですから、いいです。わかりました。」の声あり）

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 町長の選挙の公約なんかでも、やっぱりまちづくりというんですか、そういうものに対して定住化促進、若者の定住政策等々を含めてやるということで、立候補して当選しました。長期計画の中でもしっかりとまちづくりを進めるという考えでいることは理解しております。ですが、進めるよりも寂れるほうが早いなという感じがしているんです。そういうことで質問しているわけであります。

解決するために、じゃあどうすればいいのと、私が逆に聞かれたときには、やっぱり明解な答えはできません。非常に難しい問題だと思っております。しかし、行政は住民サービス提供のために常に現状を把握し、対応しなければなりません。例えば集落から1キロ離れた場所に1軒の家があるだけでもその道路を整備し、水道管を布設し、排水溝を整備し、時には電気を通すための電柱を立てたりしなければなりません。

地域全体の経済効率だけを考えますと、少子高齢化の限界集落の存在は効率を下げることになるということから、限界集落と呼ばれる地域を維持するために使われる税金に非効率だと、不経済な存在だとして批判する意見もありますが、だからといってそこに住まないでくれというようなことは言えないと思っております。

また、識者の中には、限界集落を集団移転させて、新たな地域づくりをするべきと意見もありますが、全て公費で賄っていただけるなら可能かもしれません。今でも病院や介護、買い物などで不便を感じて移住したいと思っている人もいるかもしれません。しかし、親と離れた別所帯で暮らす子どもに頼ることはできません。

高齢者は自力で移住資金を生み出すしかなくて、それなりの蓄えがなければ無理であります。集落に住んでいる人が皆蓄えているわけではありません。そうでもなければ、家、屋敷を売って資金をつくるしかありません。しかし、調整区域の土地というものは、ご存じのとおり

大きな資金をつくることはできません。結果として、現在の住まいに最後まで住み続けるしかないのです。一口に集団移転といっても、その経費を誰が持って、どこの地域にいつまでやるのか全く見通しのない話でありまして、現状では夢のような話であります。

2月11日、町内会の総会がありました。区からの通学路除雪に協力できるボランティアの要請がありましたけれども、若い人は仕事があってできないと。残された高齢者は自宅の周辺の雪かきで体力的に限界だと、ボランティア活動に協力する体力は残っていないよというような声もありました。まちづくり、地域づくりに協力してきたし、これからも協力したいと思ってはいるが、高齢になって体力の衰えや足腰の痛みなどで協力できなくなっているのが現実の姿であります。何とか地域で共同生活を維持することができる地域づくりを望んでいるのであります。

懇親会で酒が回ってきてからの話を聞いていますと、限界集落でも市街化調整区域の指定を外さなければ何もできないべというような声もありました。こっちのほうはこれ以上どうにもならないんだから、町長も手をつけないんだべというような声もありました。品井沼駅前の活性化なんか無理なんだというようなことを言うておりましたけれども、酔っぱらうほどにだんだんその言葉がきつくなってきて、税金を納める人が少ない高齢者地域だから、どうにもならないんだべ、金なんかかけないんだべという意見もありましたけれども、最後にそうなんでしょう、議員ということでありましたけれども、いや、そうじゃないですよ。町長はしっかりと現町長ばかりでなく、今までの歴代の町長もきちっとまちづくりを考えて、5分団の車庫を初め、幼稚園、そして道路の側溝整備等々を進めていただいておりますというようなことは申し上げました。

しかし、やっぱり皆さんやけになっているように聞こえたんです。もう諦めているのかなというふうに受けとめてしまったので、このままこういう気持ちで、みんなでこの地域で住み続けていたら、本当に消滅してしまうんじゃないのかなというふうに思いました。

人口や所得の地域間格差、そういうものは昔から言われてきたんですけれども、昭和30年代、そのころから言われてきたんですが、このごろは町内の地域格差というんですか、町内にあっても地域格差が出てきているというふうに思っております。

私は松島の議員ですから、インバウンドもいいですし、DMOによる観光経済波及もやるべきだと思っております。当然やらなければなりません。一方、地域の代弁者の立場で言わせてもらえば、市街化調整区域内に準限界集落や限界集落が出現しようとしていることに危機感を持って対処していただきたいと思っております。自分たちではどうにもならないという

ことで、町長にお願いするわけであります。議員の発言にお願いしますとか、ありがとうございますとかというのは余り使うべきでないというようなことが何かの本に書かれておりましたけれども、今はお願いしますという言葉しか出てこないのです、使わせていただいております。

限界集落にならない歯どめ策は簡単に見つからないと思いますが、市街化調整区域内の集落が廃村、消滅になることを重大な問題として捉えるならば、限界集落のプロジェクトチームを立ち上げて検討する時期にきているのかなというふうに感じますが、再度町長の考えをお聞きいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今菅野議員の質問を聞いていて、余り聞きなれない言葉を、地域の人たちが聞くこの「限界集落」というこの言葉ですね。この言葉そのものが余りよろしくないというのが私の後援会の周りの人間であります。それをこちらがお話しすればするほど、何かその地域が疲弊しちゃうという考えで、余り好ましくないから使うなというのが、我々の周りだったんですけれども、ただ、そのときにはやはり今私が住んでいるのも手樽でございますから、品井沼地区よりかもちょっとまだ田舎で、高齢化率も高いかもしれませんけれども、富山駅前に雇用促進住宅を考えて、県のほうのある部長さんの理解もあって、さあというときに、当時の町長からまかりならんということでやられましたけれども、そういうことで、町の地域の活性化をどういうふうにするかというのは、やっぱり議員さん方の1つの住んでいるがゆえでの、これは宿命になってくるんだろうというふうに思います。

今コンパクトシティとか、いろんな地域、町は町でいろんなこれから人口減少になっていったがゆえに集約化をしなくちゃならないという面もあるかもしれませんけれども、ただ、一方、じゃあ取り残された我々の地域等どうなのかといえ、ご先祖様の土地をきっちり守って生活していくと。多分我々の年代が後期高齢者になるぐらいの間に、何とかせにやあならんのかなというふうに思っております。

昨年あたりから健康長寿課が主体となって元気塾とか、そういった方々でできるだけ地域の雰囲気をとっていただくようにということをお願いをして、孤立化をできるだけ防ごうというのが今取り組んでいるところが、松島町というのは、こんなことを言うと大変怒られますけれども、今最大そこに集中しているのかなというふうに思っております。

ただ、町の都市計画ということでは、今回の審査でも大分指摘されたようでありますけれども、品井沼駅前、第五小学校の地域、あそこを核としてのまちづくりというのはやっぱり揺

るがなくて、あそこをやっていないと、あそこの学校も幼稚園も何だったというふうになりますので、これはこれまでの町のまちづくりの経緯も踏まえてやっていかなくてはならないというふうに思っております。

実は今回も企画調整課を中心に県のほうとかなんかに何回も行って、1回、2回とはね返されてきています。だけれども、このエリアからじゃあこっちのほうに逃げていったらどうなんだということで、また考え直して、手法を変えて県等に今お願いしに行っていると。ただ、人口減少になっている中で、住宅地をどんどん、どんどん広げるのはまかりならぬ施策というような、施策も中にはあるようなので、そこをあえて松島町はどういうふうに進めていくかというのが、我々の課題だと思っていますから、そういったことに一つ一つ取り組んで、できるだけ地域コミュニティが図れるようにやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 一生懸命進めていただいているのは、さっきも申しましたけれども、理解できるんです。ただ、さっきも話したように、寂れるほうが早いということで、やっぱり諦めが出てくるのかなという感じがしますので、一朝一夕に解決できる問題ではないと思います。これある程度時間をかけてやっていかないとできないんだろうなと思いますので、やっぱりそういう調整区域全体の、調整区域全体ばかりでないんですけれども、町全体の空洞化というものをきちっと、企画だけでも大変だと思うので、やっぱりそういう問題を専門的に検討をしていくチームがあってもいいと思っているんです。そういう考えはありませんかということ聞いたんですけれども。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） そういう意味では、ご意見の中にありました。今後の質問にちょっと空き家とか、バンクとか出てくるんですけれども、そういう成果も出てきます。そうすると、それをどうしていくか、今後どういうふうに対応していくかということを長い目、財産的な処理もあります。そういうことを考えていった場合には、今のご意見なんかちょっと前向きにその辺は対応していくためには必要なのかなというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。ちょっと時間がかかるだろうと思いますので、これ以上はこの質問はこれで終わりにしますけれども、それで、そういうものを解決するためにということで次の質問に移るんです。

これはきのうの質問で、町長は財源がないということで夢まで見るんだというような話をし

ておりました。それで、補助金の見直しをする考えを示しておりましたが、また補助金や奨励金を求める質問になりますので、ちょっと厳しいかなと思いながら、その限界集落に歯どめをかけるために、市街化調整区域の空き家保存対策というものを考えてみたらどうだということで、提言するわけであります。

本町の土地面積の5%が市街化区域でありまして、残る95%は市街化調整区域となっております。この広い市街化調整区域が新築住宅の建設のネックになっております。宅地でも解体して更地にしてしまえば、条件を満たさない限り新たな住宅を建設ができない地域になっております。

品井沼から歩いて2、3分のところにJ A松島支所の広い空き地を含めて数カ所の空き地があります。あの震災当時も含めて売買の話も出るんですが、結局新たな家を建てることができないということで、まとまっておりません。一部駐車場として使っているだけであります。以前は宅地で人が住んでいたところであります。

さっき写真を上げましたけれども、全て空き地になっております。これからも子供たちが他の地域に家を建てて住んでいることなども考えると、現在親が住んでいる家は空き家になってしまうこと、また、親がみずから子供に負担をかけまいとして介護施設を利用するなど、徐々に空き家がふえることになっていくものと予測されます。

実例として、この間も話しましたが、昨年末に隣人が亡くなりました。他町に住む相続関係者は家を解体し、更地にして土地だけ売りたいということでありました。立ち話ではありましたが、更地にしますと、基本的には家を建てられない市街化調整区域であることを説明し、売るならば家ごと売ったほうがもしかしたら買い手もあるかもしれませんと、また借りる人もいないかもしれませんということで、お話をしましたら、水回りが傷んでいるので、借りる人おりますかねという話でありましたが、やっぱり隣の家がなくなるというのがちょっと寂しいので、そのことをお話ししたら、3月末までじゃあ待ってみましょうということになりました。

今回のこの事例で思ったのは、市街化調整区域にある家屋を残すためには解体しないことが一番であるなあと。それで思い出したのが、テレビで放送されている「大改造ビフォーアフター」という番組であります。解体せずにリフォームして残せば、借家として利用できるし、新たな付加価値をつけて売買もできると。そうすることで、新たな住民を呼び寄せて市街化調整区域の人や土地の空洞化を防ぐこともできるかなという思いがいたしまして、そうすれば、限界集落の解消に役立つのではないかなと思いながら、本町の空き家バンクのホームペー

ジをのぞいて見ました。空き家バンクの情報は、詳細なことは省きますけれども、空き家などの有効活用と地域の活性化を図ることを目的に実施するものですというふうに明示されておりました。

しかし、ずっと読んでいきますと、非常に冷たい感じのする印象を受けました。例えば連絡くださいというふうにありますけれども、電話番号が全くなかったりして、非常に冷たいホームページだなというふうに受けとめました。本当にこのホームページで空き家などの有効活用と地域活性化を考えているのかなというふうに思ったものであります。

定住促進で空き家情報は大きく取り扱っているものと思っておりましたが、そうではなくて、私の印象では余りよくない印象を受けましたので、平成28年度においてこの空き家バンクのホームページを見て、町にどのような情報が寄せられて、どのような効果があったのかということをまず伺っておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 空き家バンクの成果等についてどうなんだということですので、企画調整課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） まず、平成28年度の成果につきましては、貸家が1件、それから貸し部屋が4件、それから空き地の売却が1件で、この空き地につきましては、現在住宅を建築する準備が始まっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それなりの、1件の4件の宅地売買1件ということで、効果はあったのかなというふうに思います。今日本各地で定住促進や移住促進、そのために空き家の有効活用に積極的に力を注いでいる地域がありまして、結構成功しているような地域もございます。

例えば長崎県東彼杵町では、要綱に基づき、空き家活用促進奨励金を交付し成果を上げているものであります。この長崎県の東彼杵町の空き家活用促進奨励金制度というのは、その対象になる空き家というのは、間取りが3DK以上で、住宅に使っているか、または使われていたもので、5年以上貸すことができる空き家ということであります。貸す人、それからその奨励金ということで、空き家の所有者などから申し出により町で現地調査を行った後、申請書を提出いただき、空き家バンクに登録しますと、登録された方に対して空き家登録奨励金として5万円を交付し、最終的に空き家に入居者があった場合、空き家提供奨励金としてさらに40万円を交付するというものであります。

それから、借りる人の奨励金ということで、20歳以上で空き家登録された物件に5年以上住居する意思がある方、ただし、空き家の所有者等と三親等以内の方は除かれますということで、入居された方が5年以上町外に住所を有していた場合、または町内に住所を有して6カ月を経過しない方で、住所を有する前に町外に引き続き5年以上住所を有した場合には、移住等奨励金としてこれも40万円、それ以外の場合には10万円を交付しますというような空き家活用促進奨励金制度というものでありまして、それからほかにも空き家改修等奨励補助金ということで、空き家などの機能向上のために改修などに要した経費の2分の1を奨励金として交付しますということで、限度額は100万円ですよというようなことで、いろいろやっているようなんです。

この成果を見てみますと、契約済みが41件と、何かホームページでは出ていました。結構成果を上げているんだなと思ひまして、あちこちのホームページをのぞいてみたら、全国にも結構あるんですよ。岐阜県の恵那市とか、それから福岡県みやこ町とか、それなりに宮崎県小林市とか、どっちかというと東日本よりは西日本、南のほうが多いようなのですが、結構成果を上げているということで、これだけ成果を上げるのであれば、月が変わるたびに人口減が進んでいる本町でも検討する余地は十分にあるなというふうに感じました。

限界集落の質問でも言いましたが、地域に人を呼び戻すことは地域住民の力では解決できない問題でありますから、行政の力が必要なのであります。そこで、本町も空き家活用奨励金や空き家改修補助金制などを設けて空き家のリフォーム推進をし、賃貸借をしやすくするとか、空き家を売買しやすくするとかで空き家を保存し、再活用することで市街化調整区域内の人口や土地の空洞化などに歯どめをかける施策として取り組んでもいいのではないかと。また、長期総合計画に示された町の人口減少の歯どめや定住促進の実現のためにも取り組んでもいいのではないかと思います。その考えについて町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今ご質問ありました補助制度がありますよと。宮崎県の例も出させていただきました。私のほうでも一般質問の中で、町の名前を上げていただきましたので、そこに入って同じようなことをやられているんだなということを確認させて、今お話を聞いていて、そういうことなんだなと。

あとそのほかに、松島町として定住の補助金というのもあります。これはこれなりに町外、町内いろいろ結果は出ているのかなと思います。そういうことを考えていきますと、今作業をしている空き家、その辺の状況を見ながら空き家、空き地、300件、500件と出てくるわけ

ですけれども、その辺の状況の結果を踏まえながら、あと各自治体の取り組み状況、それも一応参考にしていいただけたら。

あと一番は、こういうもので、さっきちょっとお金の話がありましたけれども、町単独だけでいくというのなかなか難しいので、何か補助制度はないものか、何かその他手当はないものか、そういうものも踏まえて導入について今言われたこともひとつ検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） さっきも始まる前に空き家の写真を何カ所かお示しさせていただきました。私の本当に徒歩10分以内でもやっぱり5、6軒ぐらいあるんですよ。これやっぱり何とかすればすぐ入れるのになと思ひながら、所有者は、親の家なんだけれども、自分たちは使わないんだけど、親の財産が残っていて、そのままにして残っているんです。

そういうものをやっぱり片づけるときに、ちょっと空き家として貸す考えありますかというように確認をしながら、そうであれば、今言ったように5年貸しますとか、10年貸しますという場合には、家具を廃棄するとか、そういうもの、財産を廃棄する場合には補助金などを出せば、もしかしたら可能かもしれませんというふうに思った次第でありまして、金のかかることですから、補助金制度があればということですから、多分恐らく見る限りでは単独で皆やっていると思うんです。

やっぱりそれだけ深刻な問題なんだと思います。やっぱり財源というものは減らさないように、またふやすためには人口定住してもらわなければならないんです。町民税が一番の基本だと思うんです。そこは、だからやっぱり住んでもらわなきゃならないし、しかも元気な人たち、若い人たちに住んでもらわなければならないということが基本だと思いますので、そのためにどんな努力をするかということが非常に大事だと思うんです。

幾ら長期総合計画に示して町の将来像にうたって住民が住み続けたい町といったって、そう簡単に今の現状を見る限りは住んでくれないと。ただ、コンサルタントの語呂合わせに金出したようなものではないかなというふうにも思うときがあります。

やっぱり税金の使い道には公平性とか、合理性が求められますが、将来においても住民が安全で安心して暮らすことができる松島町を維持するために、やっぱり情報を公開してきちっと町の現状をしっかりと説明して、市街化区域も含めて空き家の保存の必要性などについて町民の理解をしっかりと得ながら、そういう空き家保存を進めていいただきたいと思っております。

確かに補助金の見直しも必要だと思いますが、補助が必要な団体もありますし、それから地域存続のために必要な補助があってもいいとは思っております。どうか空き家活用奨励金、空き家改修補助金制度を検討するということだけではなく、取り組んでほしいとは思って質問しているんですけれども、そのことについて町長の考えをいただければ幸いです。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 空き家の問題ですけれども、私のほうの地域にも空き家が出てきそうなところがありますけれども、ここ何かずっと見てみると、親が残した資産、それから例えば議員から見せられたこの空き家なんかも、廃屋と書いてある空き家なんかも見ますと、多分相続する方々はその地域からどこか別のところに行って暮らしているんだろうというふうに思うんです。もうそっちには戻る要素はないと。だから、もう朽ちていくのを待っているだけだということで、相続を受ける方々のある程度、このような言葉は本当は余りよろしくないかもしれませんが、身勝手さもあるんだろうと思うんです。だから、きちっと相続したものを守り、自分で相続したものを整理する、そういうことに少し欠けているのではないかなという気がしてなりません。

だから、うちのほうでもできるだけそういうことはないようにして、例えば懇談会でお墓のことも出ましたけれども、お墓にしてもだんだん、だんだんお墓参りがなくなってきて、いつの間にか全然使用料も払わない方がいる。そういったのは今後どんどん出てくるような気がするんです。そういったことで、さっき議員から税の公平性と言われたときには、じゃあその辺はどうなのかということがあると思います。

ただ、今定例議会でもそうなんですけれども、定住に関する移住の問題、当然空き家をうまく活用してそこに、例えば合併浄化槽を設置するときに多少リフォーム代を町で負担してやるとか、そういったことで空き家が有効に活用されて、そこに例えば今回もある方から出ましたけれども、地域おこし協力隊の方をそこに入れますよとか、町の町営住宅にしますよとか、そういった活用の仕方というのは今後考えていく必要はあると思います。

ですから、今町内の例えば町の中のアパートにしても、老朽化されたものはどんどん、どんどん残されていくと思うんです。そうすると、そういったところはどうなんだという問題も当然同じような問題が出てくると思うんです。ですから、そういったことも踏まえて、今実際空き家の調査をして、意向調査もこれからアンケートでやっていって、その結果をまた議員の皆様方にお知らせをしながら、町の方向性というのを考えなくちゃならない。

今町でじゃあこれをやるためにじゃあ幾らぐらい予算を組んでやるかということ、すぐにわか

りましたということで右から左に動かす金はないので、今すぐということではないんですけれども、その方向性だけはやっぱりそういう考えを持っていくということで、これから取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） やっぱり努力すれば報われるなと思ったのが、さっきお話しした隣の家の問題ですけれども、空き家、更地になってしまうと寂しいので、私もいろんな人に話をかけたんです。お金ある社長さんだもの、買ってリフォームして売ったらとか、何とかといろんな話をあちこち流したんです。

そうしたら、そのうちの1人が、その話つないでくれということになって、つないでやりましたら、その売買のほうに進むというようなことになったんです。相続の問題があって、もう少し時間はかかるようなんですけれども、そういう形になるようなんです。入る人はどなたが入るんだか、売るんだか、買うんだかもよくわかりませんが、売買は成功すると予測されるんです。

ですから、やっぱりそういうような空き家バンクをもっともっと有効に活用して、そういう活用の仕方です定住促進を図っていただければいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

さっき町長の答弁で、残されたところはどうするんですかということになりますけれども、3問目に入っていくんですが、じゃあこの空き家を放置しておくと、いずれは廃家になるよということで、空き家対策特別措置法の活用をしてはどうですかという質問に入っていきます。

これも我が家から徒歩で10分以内に4軒の廃家があるんです。写真でわかるように、夏は雑草、雑木、竹林などで隠れて見えませんが、冬になるとあらわれるんです。夏は気味悪くて近寄れませんけれども、冬場になると何とか近くまで行けるんです。先日カメラを持って行って撮ってきたのがその写真なんですけれども、ひどいものです。中には傾いているものもあるし、窓も屋根もぶっ壊れているものもあるし、大変な状況になっておりました。

恐らく夏場は害獣、害虫のすみかになって、繁殖場所になって衛生上悪い影響が起きているのではないかと思いますし、まだごみの不法投棄や不法侵入の話などは聞いておりませんが、この廃家のもたらす悪影響というのが非常に懸念されるところであります。

このような状況は、我が集落に限らず、町内はもとより日本各地で起こっていることもあって、国が平成27年5月26日から空き家対策特別措置法を施行しております。空き家の所有者

がわかった場合に、空き家の強制撤去などの対象になる法律であります。我が家から10分以内に4軒もあることから考えますと、町内には相当数の廃家があると思われます。雑草や害獣、害虫の発生、また悪臭や廃材などが飛んでくるなどの迷惑をこうむっている人もいと伺っておりますが、町に対してそんな苦情があったことはありませんか伺います。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今ご質問ありました空き家に関するさっき言った雑草等の相談につきましては、本年度は平成28年度でありますけれども、2件ほどありました。その対応についての詳細につきましては、総務課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 本年度におきまして、空き家に関する環境衛生面での相談につきましては、1件が敷地内の草刈りや害虫対策とアンテナ線等の管理に関する事、それからもう1件は、空き家の敷地から伸びる支障木の伐採に関する相談でございました。いずれも所有者に対して町より書面にて適切な管理をお願いし、対応していただきました。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 町に苦情とか、相談を持ってくる人は2件ということではありますが、相談しない人たちも結構いるんだと思います、状況を見ますと。ですから、この法律をうまく活用して進めていったらどうなのかなというふうに思いましたので、質問するわけでありませう。

この法が施行されるからといって勝手に撤去することは財産権の侵害になりますので、すぐに空き家、廃家を一斉に強制撤去するような強行策はとられるようなことはないということではありますが、問題解決のために空き家対策特別措置法を適用して、助言や指導をする必要があると思っております。

現状は空き家でも、このまま放置すればいずれはそのような廃家になってしまいます。町内にあちこち近所迷惑な廃家が出て、環境悪化に結びついていったのでは非常に迷惑をこうむるわけですから、その解消のためにも何とかこの法律を活用してほしいというふうに思っております。

今地方公会計導入のために固定資産台帳の整備を進めておりますけれども、空き家対策特別措置法を生かすためには、町が最初にやらなければならないのは空き家の所在と所有者の把握であります。その上で、特に対策が必要な空き家、例えばそのまま放置すれば倒壊など、著しく保安上危険となるおそれのある空き家、2つ目として、そのまま放置すれば著しく衛

生上有害となるおそれのある空き家、3つ目として、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている空き家、4つ目、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である空き家などは特定空き家等にみなされます。

この特定空き家等にみなされますと、助言や指導、改善勧告、改善命令等、段階的な手順を踏んで、最後は強制撤去という措置が講じられることになっております。空き家、廃家を解体し、衛生的で住みよい環境を守るためにこの特別措置法を活用してほしいと思っておりますが、いかがですか伺います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今の菅野議員の質問を聞いていて、実はこの空き家対策特別措置法、これ私間違えなければ宮城県から出ている衆議院議員で、第3区から西村さんが出ていますけれども、その方が国交の副大臣のときにこの空き家を、自分がいるうちにつくらないと行政がもうなかなか介入できなくなって、空き家がどんどんふえて大変なことになるということで、あの方が一生懸命これに取り組んでいたというのを思い出しました。そのときの熱意というんですか、これをつくらないともう大変なことになるよというお話を実は副大臣室で拝聴したことがあります。今の松島町での活用については担当課長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） まず、法施行以降の特別措置法での活用というのは、先ほど答弁もあったとおりございません。県内でも施行以降活用されたのは、仙台市、角田市、登米市、それから栗原市になっております。特別措置法については、やっぱり建物が相当危険な状態であれば、最終的には町の認定のもとで活用していくべきだと思いますけれども、その認定に当たって、やっぱり客観的な説明が必要になりますので、法定の協議会も含めてやっぱり建築関係の専門家も含めた協議会の立ち上げも検討していく必要があるかと思えます。

そうした場合に、やはり特別措置法にもあります空き家等の対策計画に基づいて全般的な取りまとめを行った上で、特別措置法を適用した場合の勧告とか、そういったところに進んでいくのかなと。それをつくる以前にあっては、やっぱり特別措置法には基づかないまでも、所有者の方にしっかりお話をして理解してまず対応していただくと。それでもだめな場合はやむを得ないというふうには思いますけれども、特別措置法に基づく措置も必要なのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 写真を撮って上げていますので、完全に斜めになっているとか、そうい

うものは活用されるべき建物だと私は思うんです。ですから、そういうところはやっぱり活用してほしいなと思いながら質問しているんですが、これはちょっと今の前の質問者にも注意されましたので、思い出したので聞くのですが、これは答弁できればしていただきたい、できれば結構です。廃家とみなされる建物って町内に幾つぐらいあると思われますか。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 平成28年度に今調査していますけれども、ただちょっと誤解されるとあれなのです。該当する項目が7つ、8つあるわけなんですけれども、その1つでも該当すれば、いわゆる特定空き家等の可能性があるという数が約100件ぐらいはあると。それは建物の構造上が危険とかではなくて、例えば敷地の中で雑草がもう生い茂っているという場合でも、もう1件というふうに可能性の数として数えていますので、今の状況としてはそんな状況になっております。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） これも通告しておりませんが、その中できちっと固定資産税を払っている人、払っていない人というのは把握、今わからないね。はい、わかりました。

わかりました。この措置法を活用するにはいろいろ問題もあるようなんです。この特定空き家等にみなされた家屋に対する町の改善勧告があると、まずは土地に対する固定資産税の特例、優遇措置から除外されてしまうということで、土地の固定資産税が最大で4.2倍にもなるということで、所有者の負担が固定資産税は高くなるのかなということが1つあります。

それから、解体することで町内各地に土地の空洞化、そういうものがふえていくようになりますね。これも1つ問題なのかなと思いますし、職員の労力は当然ふえますし、さらに、所有者の協力など得られなければ、空き家、廃家の処理は簡単に進まないということになりますので、簡単には進まないだろうとは思いますが。

しかし、松島町は景観行政団体になって景観条例を施行しております。条例の中で重点区域を定めました。重点区域の申請者には補助金を出して景観をよくしようとしておりますが、観光客に見えない他の場所の廃家はそのまま放置していいというものではないと思います。なぜなら、景観計画区域は町全域でありますから、それは町長も職員の皆さんもご承知のとおりであります。

去る2月14日、景観審議会が開かれたようですが、広報まつしまを見ると、このような問題を協議したような形跡は見られませんが、このような機会に、この空き家対策特別措置法を生かす方法などについても議論していただければよかったのかなというふうに思います。ひ

とつこれからは原課だけではなくて、町一帯となってこの措置法をうまく活用し、粘り強い助言や指導を繰り返しながら町民の生活環境保全に努めてほしいと思っておりますが、最後に町長一言あればお願いしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 確かにただ私も実際周りで経験しているんですけども、空き家を買ったはいいいけれども、解体したら建てられなかったというのは私たちの地域でも何かあるわけですね。やっぱりそういうところはきちっと町で説明を申し上げて、このエリアの中では簡単に、例えば昔から言うと、柱一本残さないで家建てられないよということがあるんですけども、そういう手法でないとできないし、それから、税金をどうのこうのするというのを考えてやっているかどうかわかりませんが、空き家でも建っていれば少し安く、更地にすると高くなるというのは実情でありますから、その辺のこともちゃんと踏まえて、これは財務だけではなくて、企画も町として総務も一体になって全体で考えていく問題だなと。

ただ、こういう写真等で空き家とかなんか見せられましたけれども、一番これでおっかないのは火事なんですね。例えばこういう人は今いないかもしれませんが、火遊びしてちょっとたばこをぼんと捨てたり、そういったことで火事になってこれがどうなのかとか、それから通電がちゃんと東北電力に申し込んで電気が遮断されているのか、そういったこともちゃんと確認してやっていかないと、漏電で火災になったり、そういったこともあるかもしれませんので、そういった面については今後注意していきながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 非常に平成29年度の予算編成で財政が厳しかったということで、財政調整基金から10億円もの金を取り崩して予算を組んだんだという話を聞きましたけれども、その財政調整基金もそのような額を取り崩していったら、2、3年で枯渇してしまうという状況にもなるわけですから、やっぱり定住をしていただくと、若い人に住んでもらうということで、やっぱり税収を上げるということが一番だと思っていますので、どうかその辺も含めて検討していただくように求めまして、質問を終わります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問は終わりました。

ここで、休憩に入りたいと思います。

再開を3時30分といたします。

午後 3 時 1 3 分 休 憩

午後 3 時 3 0 分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第 3 議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について

【松島幹線污水管渠移設工事】

○議長（片山正弘君） 日程第 3、議案第 45 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。13 番阿部幸夫議員。

○13 番（阿部幸夫君） 2 点についてお伺いしたいと思います。

このたびの契約の相手方、石見銀山建設、余り聞かない名前なんですけれども、町と何度目なのか、それとも今回が初めてなのか、まずその点からお聞かせを願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、今回の契約相手の石見銀山建設でございますが、町のこれまでの受注実績はありません。ただし、石見銀山建設については、これまで町の公共工事の入札のほうはないですが、今年度の工事において 2 回入札参加申し込みをしている実績はございます。案件につきましては、小石浜排水区雨水幹線築造工事ということで、1 回不調になっておりますので、2 回公募したところでございますが、両方とも公募はしているところでございます。

ただし、入札におきまして入札前に配置予定者が配置できなくなったと、あと配置予定していた技術者が病気のため配置できなくなったということの理由で、2 回とも辞退届けの提出があった業者でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫議員。

○13 番（阿部幸夫君） その件はわかりました。

それから、資料 1 と 2 関係なんです、既存の管渠の部分とダブっているというか、1 本の線になっていますよね。それは上下的なあれだと思うんですが、既設の管は今回新設する管と障害的なことがないのかどうか。というのは、今の既設の管を取り壊して新たに管渠を入れるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） ちょっと図面が小さくて大変申しわけないんですが、1ページと2ページということで、既設管が青、今回施工する部分が赤ということで、ちょっと図上の表示で太くなっている部分があるのですが、既設管のほう为上になると、今回入れる赤い部分が高さ的には下になるということで、あと国道の歩道が海側、いわゆる公園側のほうにずれますので、横方向にも、おととい説明しましたが、1.5から4メートルぐらい離れるということで、そのような形で上下及び左右についても間隔が生じているということで、ちょっと図面の表示がこのような形になって大変申しわけないんですが、そのように、特に2枚目のちょうど観瀾亭下から観光協会付近はちょっとダブっているようにはなりますが、そのような形で前後と左右のほうには間隔が生じるということでございます。

済みません、既設管ですけれども、こちらもおととい説明したように、国土交通省と協議いたしまして、いわゆる管をとるんじゃなくて、発泡モルタルとかで充填かけるということになります。それで、現存のマンホールにつきましては、マンホールふたと、あと遮壁とかあって、ちょっと専門用語になりますが、そのマンホールについては舗装地盤から1.5メートルまで外して、そこでコンクリート注入ということで、いわゆる空洞をつくらないでほしいということになりますので、既設管及びマンホールについては全て発泡モルタル及びコンクリートの注入で固めるということになります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） そうした場合、一般的には既設管、必ず地下構造物は撤去しなければ、例えば建物に杭を打った場合は、その杭を撤去とか、今回の既設管はそのまま埋め戻しというか、処理はしますけれども、そういう形で問題はないんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 先ほどと同じ答弁になるんですが、この工事施工に当たりまして、国土交通省の歩道拡幅ということに伴って下水道管の移設ということになりまして、国土交通省と協議した結果、既設管もある程度深い位置になっていると。独まんさんですか、あそこのところにも現在マンホールがありまして、深さ的にも6メートル、7メートルになっているということになりますと、そこを撤去するのにも経費と時間もかかるということであれば、国土交通省の道路管理者側から、そのように地盤沈下等が起きないように発泡モルタルとか、コンクリートの注入で、いわゆる道路が下がらないような処置を講じてほしいというこの協議のもとに、このような計画になったということでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 1月30日まで工期だということであります。この工事については、皆さんあの辺に住む人たちは大体おわかりの方が多いかなと思いますけれども、やっぱり海岸、本当に船着場、瑞巖寺入り口、あの辺がこれからシーズンになると非常にお客さんも多くなってくると。そういうことで、横断歩道とか、そういうところの部分、こういうところがやっぱり一番注意しなければならない、そういうことだと思うんです。そういうことで、地元の人たち、地元の皆さんのご意見、こういう要望だと、そういうようなことはあるわけでしょうかね。改まって地域の皆さんにいつから入るよとか、もう今植栽、松の木とかなんか全部とりましたから、海岸通り。そういうことで、いよいよ始まるということで皆さんは認識していると思うんですけれども、いよいよ工事になった場合、これからのシーズンを迎える場合、こういうことをできたらやってくれというような希望とか、要望とか、そういうものはありますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） これに関しては、水道事業所じゃなくて、この間建設課長が中央商店街等に説明しに行っていますので、建設課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 海岸地区の平成30年6月の瑞巖寺の落慶法要までの工程といたしましては、今下水道工事、道路工事、あと国道工事、あと公園の工事、あと防潮堤の工事とありますけれども、それは調整とっておりまして、それに間に合うような形で今のところは計画しております。下水道の工事もなんですけれども、事前に国交省さんとは協議させてもらっております。これは町と国交省で今協議しておりますけれども、業者が今回決まれば、国交省も3月に決まる予定ですので、工程をもう1回再調査いたしまして、おくれのないような形で施工させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それは、国交省と町の関係で、だから、住民の人たちのそういう要望とか、そういうことでどういう話し合いになりました。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） この間海岸商店会の総会がございまして、町のほうからも私が行きましてお話しさせていただきました。商店会さんからは工事に関しましては、この海岸地区の工事は全面的に協力はするよということでお伺いしておりましたので、あと工事についま

しては、夜間等々考えながら進めていきますという話もさせていただきましたので、その辺はご理解いただいているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。既設管と新設管なんですが、既設管はいつごろ布設されて、今回新設管との切りかえになっているんですか。というのは、皆全線推進工法で計画されていますよね。その関係でさや管300ミリで、中に入れるやつが200ミリでというふうな描きをしているからですけれども、最初に既設管いつごろ布設されて、そのときの布設は同じく小口径管の推進工法を使ってやられているのかどうかというところと、土質等の把握でその辺に今回やるところ、近接していますから、差はないのかどうかというところをちょっと教えていただけませんか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まだ詳細に業者とは打ち合わせしていませんので、いつの時期というのはちょっとお答えできないんですが、契約締結後、業者と詳細な工程の調整をしながら、あと先ほど申し上げましたが、国土交通省の工事も重複しますので、あと公園の工事と。その辺の国、県、町ということの工程調整をしながら進めていくような形になるかと思えますので、ちょっと詳細にはいつごろということにはならないんですが、基本的にはいわゆる本管の250と300のほうがまず優先的にやらないと、田町とか、お水主町から入ってくるさや管を入れてその中に200を通すというのが切りかえ時期の一番最後の工事になるのかなというふうに今発注者側としては思っているところでございます。

またあと、土質の関係ですけれども、発注に当たり、ボーリング調査等もしておりますので、そちらは設計図書の中で業者のほうにも柱状図等を全て出しておりますので、それに基づいてそのくらいのn値とか、そういう換算での工程という形で推進工法の日進量とか、全てその柱状図とかを参考にしながら工程を組むということになるかと思われます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今質問の中にいつごろ施工したのかというのが前段にありました。その当時施工した者が私の隣におりますので、ちょっとその辺から詳細のことを説明させていただきます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 昭和62年に施工しています。今土質の話もありましたが、1 ページの赤い部分につきましては、推進工法でやっています。それから、2 ページのぐるっと回るところ、ここは当時こういうふうなRつきの推進工法などはなかったものですから、開削工法でやりました。非常に苦情が多くて難儀しました。多分色川議員にも怒られたところだと思います。それから、レストハウスから下流側は独まんさんの前まで推進工法、独まんさんのところからはマンホールでポンプアップしますので、土かぶりが浅くなりますので、開削工法でやったというところでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2 番（赤間幸夫君） なぜそんな話をするかという、いみじくも今答えていただいたとおりで、施工年代が大幅に違くと施工技術も当時、いわゆる弧を描いた範囲で曲がりをとっておくには多分開削で施工したりなんだりしているんだらうなということになれば、通行オーライとか、あるいは施工時間帯とか、あるいは今回石見銀山建設、施工業者さんが地元の方でなくて、そういった情報もなかなか得づらいんだったら、よほど施工協議というか、しょっちゅう隈なくやっていかないと地元に迷惑、負担かかったりしていないのかなとかと思ったものですから、伺わせていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第45号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議案第46号平成28年度松島町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第46号平成28年度松島町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議員提案第1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書について

○議長（片山正弘君） 日程第5、議員提案第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議員提案第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提案第2号 「高額療養費制度」「後期高齢者医療の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書について

○議長（片山正弘君） 日程第6、議員提案第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議員提案第2号「高額療養費制度」「後期高齢者窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議員提案第3号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について
○議長（片山正弘君） 日程第7、議員提案第3号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議員提案第3号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第8 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（片山正弘君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付した一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。申し出がありました審査・調査件名を、事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（千葉義行君） それでは朗読いたします。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

第1常任委員会。地域防災の現状と課題について。平成29年9月定例会。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。平成29年6月定例会。

議会広報発行対策特別委員会。「まつしま議会だより」の発行に関する審査編集。平成29年6月定例会。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定をいたしました。

本定例会に付議されました議案審議は全部終了いたしました。

平成29年第1回松島町議会定例会を閉会といたします。

ここで、3月31日で退任する小池教育長より挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。教育長。

○教育長（小池 満君） 大変お疲れのところ大変恐縮に存じます。退任に当たりまして、議長のご配慮によりまして議員の皆様にご挨拶の気持ちをお伝えできる機会を与えていただきました。深く感謝を申し上げたいと思います。

このたびは、平成27年6月の時点で2期目就任にご承認をいただきながら、このたび一身上の都合という理由をもって退任させていただくことにつきまして、深くおわびを申し上げたいというふうにも思っております。

退任の理由は、幾つか複合的なものでありまして、一身上の都合としか説明できないこととなりますが、強いて挙げるとすれば、私自身の力不足、足らざること多くその任にたえるこ

とが難しいのではないかと判断をした結果でございます。教育問題については重大な課題山積の折、あるいはまた、学校再編等の本町の大きな課題を前にして、撤退という形になるのはまことに心苦しいところでありますけれども、この際後進に道を譲って最上の解決の道を探っていただくということが本町にとって一番幸せなのではないかというふうにも思った次第でございます。

振り返りますと、まことに役に立たぬ教育長でありまして、大変議場においては拙い答弁ばかりで赤面、汗顔の思いが強くいいたします。それにもかかわりませず、片山議長を初め、議員の皆様方には大変ご厚誼を賜りました。当方の立場を尊重していただいたことに心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

5年7カ月の在任でありましたけれども、よき思い出とともに退任できることをうれしくも思っております。退任の後、議員の皆様のご活躍と松島町議会のますますの発展、充実を心からお祈りを申し上げたいというように思っております。

なお、過日ご承認を賜りました後任の内海俊行次期教育長は、人格、識見、能力、経歴全てにおいてすぐれた教育者でありますので、あるいは行政マンでありますので、どうかご支援、ご助力のほどよろしく願いをいたしまして、退任に伴う御礼のご挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 大変長い間ご苦勞さまでございました。

これで一切を終了いたします。

大変ご苦勞さまでした。散会いたします。

午後3時52分 閉 会